

三重県子ども会安全会規定

第1章 総 則

(名称及び設立の根拠)

第1条 この会は、三重県子ども会安全会(以下「三重子連安全会」という。)といい、三重県子ども会連合会(以下「三重子連」という。)会則第5条第5項に基づいて設置する。

(目的)

第2条 この会は、会員互助の精神に基づき、子ども会安全の普及充実に努めるとともに、子ども会活動中の負傷・疾病・廃疾または死亡に対して見舞金を給付し、もって子ども会活動の円滑な実施に資することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 子ども会安全の普及充実に関すること。
- (2) 子ども会活動中の負傷、疾病、廃疾、死亡に対し、見舞金を給付すること。
- (3) その他この会の目的達成に必要な事業。

(全国子ども会安全会への加入)

第4条 この会の会員は、すべて全国子ども会安全会(以下「全子連安全会」という)に加入するものとする。

第2章 会 員

(会員の構成)

第5条 この会は、三重子連に登録された子ども会会員・指導者(ジュニア・シニア・リーダーを含む。以下同じ)・育成会員で、この会の趣旨に賛同して入会したものを構成する。

子ども会会員とは、全子連で就学前2年から高校生相当年齢までとさだめられているが、親が同伴する幼児(就学前3年以下)については、準会員と認める。

(入 会)

第6条 この会に入会しようとするときは、その単位子ども会を管理育成する責任者(単位子ども会育成会長、以下同じ)がこれを取りまとめ、入会申込書(別記第1号様式)と入会者名簿(別記第2号様式)を作成し、当該市町村子ども会育成者組織(以下「市町村子連」という)を経由して提出し、会長の承認を受けなければならない。

2. 前項の入会手続きは、4月1日から5月31日までの間に行うものとし、その期間内に手続きを終了したものは、4月1日に入会したものと認める。
3. 6月1日以降の加入は、途中加入として扱う。
4. 入会手続きに当っては年間活動計画書を添付する。(市町村で保存)

(会 費)

第7条 この会の会費は次の各号に示すとおりとする。

(1) 子ども会会員及び準会員1人あたり年額100円

(2) 年少指導者(20歳未満)1人あたり年額100円

(3) 育成者、指導者、事務局員等1人あたり200円

2. 年度途中の加入について、一般傷害見舞金については会費納入の翌日、特別傷害見舞金については翌月の1日から有資格とする。

3. この会の会員の資格は、その年度の終わった日の翌日から消滅する。

4. 全子連安全会の会費は、三重子連安全会の会費として納入されたもののなかから支払うものとする。

住所変更にもなう会費について、同じ市町村への変更については、事務局への届出(様式P13安全会加入者変更届提出)のみとし、他市町村への変更については、再加入手続を行うものとする。

(退 会)

第8条 この会の会員が退会しようとするときは、その単位子ども会を管理育成する責任者が当該市町村子連を経由して、会長に届け出なければならない。

(会費の不返納)

第9条 納入された会費は、どのような事情にあっても返納しない。

第3章 運営委員会

(運営委員会)

第10条 この会に、運営委員会をおく。

2. 運営委員会は、7人以上11人以内の運営委員をもって構成する。

3. 運営委員は、三重子連理事の中から選出された者、および三重子連会長、副会長、事務局をもってあてる。

4. 運営委員の任期は2年とする。

5. 運営委員は、この会の運営に関する事項を審議する。

6. 運営委員会に関する必要な事項は、別に定める。

第4章 審査委員会

(審査委員会)

第11条 この会に審査委員会をおく。

2. 審査委員会は、5人以上8人以内の審査委員をもって構成する。

3. 審査委員は、この会の運営に関係を有する者および学識経験を有する者のうちから、運営委員会において推せんされた者を会長が委嘱する。

4. 審査委員の任期は2年とする。

5. 審査委員会は、会長の諮問に応じ、見舞金給付請求に関する審査を行う。

6. 審査委員会に関する必要な事項は、別に定める。

第5章 見舞金

(見舞金給付の範囲)

第12条 見舞金は、この会の会員であって、その子ども会の指導者、育成者の管理下における子ども会活動中に生じた事故が原因となって、負傷、廃疾、疾病または死亡した子ども会会員・指導者および育成会員に支給するものとする。(但し、会員外の第三者も2項で対応)

2. 子ども会の指導者・育成者の管理下における子ども会活動とは、次の各号に掲げる場合をいう。

あらかじめ定められた事業計画に基づき秩序ある活動がすすめられ、1人以上の指導者(20才以上)または育成会員の管理下にあった場合。

指定の集合または解散場所と加入者の住所との通常経路の往復途中。

指導者または育成会員が、あらかじめ定められた事業計画を推進するために必要な調査活動および往復途中。

指導者または育成会員が、子ども会活動振興上必要な研修会、研究会および会議等への参加並びに往復途中。

会員が前記の各号に該当する活動中に会員外の第三者に与えたもの(但し往復途中を除く。)

(見舞金支給の基準)

第13条 見舞金は傷病見舞金および特別見舞金とし、他に救急処置料を給付する。

2. 特別見舞金は、疾病・死亡の場合につき全子連安全会負担支給とする。

3. 傷病見舞金及び救急処置料は三重子連安全会において支給し、特別見舞金は全子連安全会において支給するものとする。

但し、準会員にあつては、特別見舞金は支給されない。

4. 傷病見舞金の支給の額は、傷病をこうむったものが、医師の治療を受け、治癒するまでとする。その給付の額については別表(1)に掲げるとおりとする。

(整骨院の治療も同例とする)

5. 救急処置料(初診)の支給の額及び条件は社会保険等による負担控除後の全額とする。但し、20,000円を限度とする。

6. 特別見舞金の支給の額および条件は、全子連安全会規定第9条ならびに同細則第7条に定める別表2に掲げるとおりとする。

(見舞金支給の方法および制限)

第14条 見舞金の支給は、各市町村子連会長の請求によって行う。

ただし、次の各号に該当する場合は、支給を行わない。

また、支給を行った者については、返納させることがある。

(1) 支給の原因が、故意によって生じたとき

(2) 支給の原因に、虚偽の事実があったとき

(3) 請求または受領に不正の事実があったとき

(4) 会費納入の義務を履行しないとき

- (5) 事故が発生した場合発生の日から 30 日以内に報告しなかったとき
(見舞金支給の請求)

第 15 条 見舞金の支給の請求は、市町村子連会長が行うものとし、次の各号に掲げる書類を各 1 通会長に提出しなければならない。

- (1) 傷病 (特別) 見舞金支給請求書 (別記第 3 号様式)
- (2) 事故報告書 (別記第 4 号様式)
- (3) 医師の証明 (但し救急処置料については、医師の領収書) (整骨院も可)
- (4) 行事計画書
- (5) その他必要な書類

第 6 章 経理および会計年度

(経理および会計年度)

第 16 条 この会の経理は、次の各号に掲げるものをもって行う。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

2 . この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

3 . この会の会計は、特別会計とする。

(利益および損失の処理)

第 17 条 この会は、毎会計年度の余剰金をもって前会計年度から繰越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額の一部を余裕金として積立てるものとする。

2 . この会は、毎会計年度において損失を生じたときは、前項の余裕金を減額して整理し、なお不足があったときは、その不足額は繰越欠損金として整理するものとする。

(融資)

第 18 条 この会は、総会の承認を受けて全子連安全会より融資を受けることができる。ただし原則としてその年度内に償還するものとする。

第 19 条 この会は、総会の承認を受けて一時借入金をすることができる。ただしその年度内に償還するものとする。

(余裕金の運用)

第 20 条 この会は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用することができない。

- (1) 国債または地方債の取得
- (2) 銀行への預金、または郵便貯金
- (3) 信託会社または信託業務を営む銀行に対する金銭信託

第 7 章 規約の変更・解散

(規約の変更・解散)

第 21 条 この会の規約の変更または解散は、総会において、出席者の 3 分の 2 以上の同意が無ければならない。

(残余財産の処分)

第 22 条 この会が解散したときの残余財産は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得て、この会の類似する公益事業に寄付するものとする。

第 8 章 補 則

(運営委員会への委任)

第 23 条 この規約の施行に関する必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規約は昭和 53 年 7 月 1 日から施行する。

平成 3 年 6 月 1 日改定

平成 11 年 5 月 29 日一部改正